

令和 7 年第 6 回東串良町農業委員会 会 議 録

日時：令和 7 年 6 月 25 日（水）午前 10 時 00 分～

場所：東串良町役場委員会室（3 階）

令和 7 年 第 6 回 東串良町 農業委員会 会議録									
招 集 年 月 日		令和 7 年 6 月 25 日							
招 集 場 所		東串良町役場委員会室（3 階）							
開 催 の 日 時 及 び 宣 言		開 会	令和 7 年 6 月 2 5 日 午前 1 0 時 0 0 分				議 長	大村 教男	
		閉 会	令和 7 年 6 月 2 5 日 午前 1 0 時 2 0 分				議 長	大村 教男	
農 業 委 員		出 欠	番 号	氏 名		出 欠	番 号	氏 名	
出席数 8 名 欠席数 名 出席○ 欠席×		○	1	吉ヶ崎 弘一		○	5	鶴丸 千尋	
		○	2	松留 立美		○	6	木佐貫 一孝	
		○	3	稲村 照隆		○	7	櫻木 孝二	
		○	4	大村 教男		○	8	内村 初子	
最適化推進 委員 出席数 7 名 欠席数 1 名		○		有留 幸路		○		松元 友信	
		○		中村 春樹		○		杉木 秀幸	
		○		福岡 みどり		○		松留 和江	
		×		村吉 博美		○		谷口 憲三	
会 議 録 署 名 委 員		6 番		木佐貫 一孝		7 番		櫻木 孝二	
出席した事務局職員		局長		上野 勝志		書記		宮之前 博一・出水 翔太 中村 一雅	
会 議 に 付 し た 事 項	日程第 1 議案第 2 5 号 農用地利用集積等促進計画案の意見について								
	日程第 2 議案第 2 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について								
	日程第 3 議案第 2 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について								
	日程第 4 議案第 2 8 号 農地あっせん委員の選任について								

開会 午前 10 時 00 分

議長（大村）

皆さんおはようございます。
ただいまから定例総会を始めたいと思います。
村吉委員から、欠席届が参っております。

出席者 15 名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会
令和 7 年第 6 回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、6 番木佐貫委員と 7 番櫻木委員にお願いいたします。

ここで諸般の報告をいたします。

基盤強化促進法による賃借権の合意解約が 1 件、2 筆、農用地等の利用権について、賃借権の合意解約が 3 件 4 筆ありました。

総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、議事に入る前に事務局から、令和 7 年 5 月の定例総会資料の訂正について、先に報告をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは、報告させていただきます。資料は 9、10 ページに掲載してあります。5 月総会において審議した議案第 20 号農用地利用集積等促進計画案の意見の、賃借権設定の 2 番、使用賃借権の 1、2 番につきましては、契約がまとまらなかったため、取り下げとなり、今月改めて意見聴取させていただくこととなりましたのでよろしくお願いします。

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。発言される方は必ず議長の許可を受けて、発言くださるようお願いいたします。

はじめに、日程第 1 議案第 25 号農用地利用集積等促進計画案の意見について議題といたします。

今回の農用地利用集積等促進計画案については、賃借権が 2 件、使用賃借権が 2 件あります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、賃借権の 1 番については譲受人が〇〇委員が役員を務める法人となっております。

東串良町農業委員会会議規則第 25 条によって、委員は自己又は同居の親族に関する事項に関しての議事に参与することはできないとなっておりますので、〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

それでは事務局の説明をお願いします。

（〇〇委員退席）

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の株式会社〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、更新 10 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

（〇〇委員入室）

引き続き、事務局の説明をお願いします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 1 ページをご覧ください。

賃借権の 2 番、貸人は〇〇さん、借人は池之原の〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

資料 2 ページをご覧ください。

使用賃借権の 1 番、貸人は〇〇さん、借人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 2 番、貸人は〇〇人さん、借人は川東の〇〇さん申請地は議案書に記載のあるとおり、新規 5 年の利用権設定でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、日程第 1 議案 25 号農用地利用集積等促進計画案の意見については原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第 2 議案第 26 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転が 5 件であります。

それでは事務局の説明をお願いしたいところでありますが、所有権の 31 番、32 番については、譲受人が〇〇委員となっておりますので、先に質疑を行わせていただきたいと思います。〇〇委員は質疑の間退席をお願いします。

それでは事務局の説明をお願いします。

（〇〇委員退席）

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 4 ページをご覧ください。

所有権の 31 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。

次に 32 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載のあるとおり、売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、質疑が終了したので、〇〇委員の入室を認めます。

(〇〇委員入室)

それでは、引き続き事務局の説明をお願いいたします。

事務局（中村）

それでは説明いたします。資料 3 ページをご覧ください。

所有権移転の 29 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり贈与による所有権移転でございます。なお、譲受人は町外在住ですが、現地調査につきましては、令和 6 年 11 月に実施しております。

次に 30 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。

資料 4 ページの 31 番、32 番につきましては、先ほど説明させていただきましたので省略します。

資料 5 ページをご覧ください。

次に 33 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおり売買による所有権移転でございます。以上で説明を終わります。

議長（大村）

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして日程第2議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第3議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について議題といたします。

今月は申請が1件あり、現地調査を行っております。

それでは資料6ページの有限会社〇〇さんからの転用申請について現地調査の報告を谷口委員よろしくお願いします。

（谷口委員現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和7年6月16日月曜日に転用にかかる現地調査を私と松留立美委員、事務局2名の計4名で行いました。

なお関係者として砂取業者の〇〇さん、および貸人の〇〇さんが出席されました。

今回の申請目的は砂取業者である申請人が申請地から砂を採取することとなっています。

申請地の農地区分は転用が禁止されている農用地区域内農地に該当しますが、今回は期間が1年間と限定されており、不許可の例外である「農地の一時転用」にあたるものと思われます。

また、申請人は転用の許可が下りた場合、周囲へ被害のかからないよう被害防除計画書に沿って対応し、もし苦情等があった場合、誠意を持って対応するとしており、特に問題はないものと思われます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長（大村）

ありがとうございました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

質疑を終結いたします。
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

以上を持ちまして日程第3議案第27号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について原案どおり承認することに決しました。

議長（大村）

次に、日程第4議案第28号の農地のあっせん委員の選任について議題いたします。

今回は売買を求める申出が1件ございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと
思います。どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任の声あり」）

議長（大村）

事務局一任という声がありましたので、まず、事務局の説明をお願いします。

事務局（出水）

それでは、〇〇さんの農地あっせん申し出について説明させていただきます。
資料7ページをお開きください。

申請地は資料7ページの左下にある通り、川東の北部に所在する8筆となっており、すべて農用地区域内農地となっています。

申請人は町外に住んでおり、かつ高齢な事もあり、申請地を売却する事を望んでおられます。農地の代金については選任された委員に一任するとしており無料でもかまわないとのことです。

また、申請地の農地情報をホームページと農業委員会窓口において公開することにも了承を得ています。

なお、資料 7 ページおよび 8 ページの図面には周辺農地の所有者が記載されておりますのであっせん集約を進めるためにも隣接する農地の耕作者に優先的に話を進めていただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願ひします

議長（大村）

ありがとうございました。

それでは、事務局一任という声がありましたので農地のあっせん委員につきましては松留和江委員と松留立美委員を指名いたします。委員長を松留和江委員にお願いしたいと思います。

また、本議案は、7 月 15 日までを申出期間としています。

あっせん委員は活動において農地購入の話を受けても、期間中は保留していただきますようお願いいたします。

以上をもちまして日程第 4 議案第 28 号の農地のあっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

議長（大村）

続いて、来月の予定について事務局から案内をお願いいたします。

事務局（宮之前）

7 月の現地調査を 15 日火曜日に行う予定です。定例総会を 25 日金曜日です。

7 月定例総会分の申請締切が 6 月 30 日月曜日となります。

又、7 月 31 日（木）～8 月 1 日（金）で農業委員会の研修視察を予定しております。後ほど、最適化推進会議で詳細については説明します。

以上です。

議長（大村）

ありがとうございました。

以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和 7 年第 6 回定例総会を閉会いたします。